

令和3年(し)第960号

P - last

2021/11/20 郵送

決 定

申 立 人 今 井 豊

上記の者からの各付審判請求事件について、令和3年10月25日東京高等裁判所がした各抗告棄却決定に対し、特別抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、いずれも、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和3年11月19日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岡 正 晶

裁判官 山 口 厚

裁判官 深 山 卓 也

裁判官 安 浪 亮 介

裁判官 堀 徹

これは謄本である。

令和3年11月19日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 草野和弘

